

## 千葉県立図書館資料別収集方針

(平成10年11月1日 館長決定)

令和5年3月22日最終改正

千葉県立図書館資料収集方針第4条の資料別収集方針を次のとおり定める。

### 1 図 書

国内で出版される新刊書を中心に収集し、蔵書構成上の欠落部分を既刊書により補う。なお、各種学習参考書、試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しない。

#### (1) 参考図書

百科事典、事典、辞書、便覧、年表、地図帳、書誌、目録、索引、統計等を全分野にわたって収集する。

#### (2) 一般図書

調査研究に必要な次の資料を収集する。

##### ア 基本図書

基本となる歴史的資料、特定主題の基礎文献、最新の基本文献、多大な業績のあった人物の著作・研究書、法規等の解説及び注釈書等

##### イ 専門図書

基本図書を補完し、調査研究を進めるために必要な専門的図書等

##### ウ 教養書、入門書

基本図書の少ない分野について、基本図書を補完する図書

#### (3) 千葉県関係資料

千葉県に関する資料、千葉県内において生産された資料、千葉県と密接な関係のある地域に関する資料、千葉県と密接なつながりのある人物の著作及び関係資料を収集する。なお、収集に当たっては、その形態にとらわれず、図書・逐次刊行物・マイクロ資料・視聴覚資料・地図・電子出版物の枠を越え、内容本位で網羅的に行う。

#### (4) 児童図書

幼児・児童・生徒（学齢前から中学生まで）を対象とした資料を網羅的に収集する。

##### ア 基本図書

各々の発達段階における読書習慣の形成を援助し、育てていくための図書

##### イ 参考資料用図書

県内市町立図書館の資料選択のための参考、又は、児童図書研究者の比較研究資料として役立つ図書

##### ウ 外国語図書

海外で評価を得ている作品、日本語に翻訳されている作品を中心に収集する。

また、千葉県に在住（留）する外国にルーツのある子どもや保護者が母語に触れることのできる作品、外国にルーツのある子どもが日本語や日本文化等(民

俗習慣・文化・地理・歴史・社会)を学ぶための資料を収集する。

(5) 外国語図書

ア 参考図書

日本語資料を補完する資料を収集する。

イ 一般図書

主要な全集並びに叢書、書評などで評価を得ている新刊書等を厳選して収集する。

ウ 児童図書

児童図書については、上記(4)で定める。

(6) 読書会用図書

同一タイトル10冊をセットとした図書を、読書グループのためのテキストとして収集する。また、特に次の点について留意する。

ア 内容、主題などに永続性があり、一般教養としても求められる図書

イ 読後、話題を求めやすい図書

ウ 関連した他の作品などへ読書を促しやすい図書

(7) 学校支援用図書

高等学校・特別支援学校での調べ学習用に提供する資料を収集する。

2 逐次刊行物

(1) 新聞

ア 国内発行の全国紙、主な地方紙、各分野における主な専門紙並びに業界紙、国会に議席を有する主要政党の機関紙を収集する。

イ 評価の高い外国紙を収集する。

(2) 雑誌

ア 日本語雑誌

(ア) 各分野における評価の高い学術誌及び専門誌を収集する。

(イ) 利用の多い一般誌を収集する。なお、県内市町立図書館が所蔵しないものは特に留意して収集する。

イ 外国語雑誌

各分野における代表的な学術誌、専門誌及び利用の多い一般誌を収集する。

(3) 加除式資料

法規集や判例集など、差替えによって最新の情報を提供できる資料を収集する。

3 マイクロ資料

収集の不可能な印刷資料、紙質の劣化した印刷資料等は、マイクロ資料で収集する。

4 視聴覚資料

(1) 録音資料

クラシック音楽を中心に、民族音楽、邦楽等にも留意して、内外の作曲家及び演奏家の主要作品を収集する。

(2) 映像資料

映画、オペラ等の図書で代替できないものを収集する。

5 地図

国土地理院発行の2万5千分の1及び5万分の1地形図を中心に収集する。

6 障害者サービス用資料

以下に例示するような媒体の資料について、図書・逐次刊行物の収集方針に準じるものに加え、国内図書館の所蔵状況も鑑みつつ、県内市町立図書館の蔵書を補完するものとして実用書及び娯楽書も厳選して収集する。

(1) 大活字図書

日本語の図書を中心に、外国語図書についても努めて収集する。

(2) 点訳図書

絵本を中心に製作・収集する。

(3) 点字雑誌

代表的なものを収集する。

(4) 録音図書・録音雑誌及び映像資料

ア 録音図書・録音雑誌

視覚障害等活字による読書が困難な利用者を対象に作成された録音図書や録音雑誌を収集する。

イ 映像資料

聴覚障害者を対象に、字幕あるいは手話の入った映像資料を収集する。

(5) 電子出版資料

コンピュータによる読み上げ、拡大表示又は点字変換等に適した電子出版資料を収集する。

7 電子出版資料

調査研究に資するものを中心に、図書及び逐次刊行物の収集方針に準じて収集する。

附 則

- 1 この収集方針は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この収集方針は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この収集方針は、平成18年3月1日から施行する。
- 4 この収集方針は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この収集方針は、平成21年12月1日から施行する。
- 6 この収集方針は、平成25年3月21日から施行する。

7 この収集方針は，令和5年3月22日から施行する。